

議事

- (1) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 「乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは

保護者と共にこどもの育ちを支え、こどもの豊かな成長を促すことを目的に、保護者が働いていなくても、時間単位で保育所等を利用することができる制度です。

令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されました。児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において乳幼児等通園支援事業として規定されています。この制度は令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から全自治体で実施することになっています。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。なお、市町村は、適切に本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができる。今後町は条例、規則、要綱を制定し、乳児等通園支援事業の整備を進めるものとする。

3 実施方法

参考資料 1 - 1

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満

(2) 利用可能時間

こども1人当たり月10時間を上限とする。

(3) 実施事業所

法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において、実施することができる。現状、実施場所については検討中。

(4) 事業の内容

ア 利用方式 定期的な利用方式若しくは定期的でない柔軟利用方式、又は定期的と柔軟利用の組み合わせなど町や事業所において利用方法を選択して実施することができる。

イ 実施方式 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第20条に定める一般型事業又は余裕活用型事業により実施する。一般型事業とは、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式であり、余裕活用型事業とは、事業所に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式

である。

- ウ 開所日数 実施事業所の開所の日数は、ニーズや受入体制を考慮のうえ、適切に設定する。
- エ 事前面談 初めて利用する事業所では、初回利用の前に、保護者と事前面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向を把握する。
- オ 親子通園 慣れるまで時間がかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。
- カ 計画と記録 「こども誰でも通園制度の手引き」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成する。

4 単価・加算

単価

- ア 0歳児：こども1人1時間当たり 1,300円
- イ 1歳児：こども1人1時間当たり 1,100円
- ウ 2歳児：こども1人1時間当たり 900円

※1時間以上の利用は30分単位で実施することとし、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出する。

加算

- ア 障害児：こども1人1時間当たり 400円
- イ 医療的ケア児：こども1人1時間当たり 2,400円
- ウ 要支援家庭のこども：こども1人1時間当たり 400円

5 保護者負担

こども1人1時間当たり300円程度

6 経過と今後の予定

- 令和6年6月 児童福祉法で乳幼児等通園支援事業として規定
- 令和7年7月 実施事業者に登録意向確認(2小規模事業保育所実施予定
(余裕活用型)、1認可保育所検討中)
- 令和7年7月 文教厚生部会議
- 令和7年8月 アンケート調査(6か月～3歳未満の子どものいる保護者)
- 令和7年8月 例規委員会
- 令和7年9月 部長会議
- 令和7年9月 企画会議
- 令和7年12月 議会提出予定

7 事業の全体イメージ

参考資料1-2

こども誰でも通園制度について

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施

